



Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（人間文化）
報告番号	乙第1891号
学位記番号	論 第3号
氏名	原口 耕一郎
授与年月日	平成 30年 3月 26日
学位論文の題名	隼人と日本書紀 Hayato and Nihon-Shoki
論文審査担当者	主査： 吉田 一彦 副査： 阪井芳貴、山田敦

本博士論文（以下、本論）は隼人を主軸に据え、『日本書紀』（以下、『書紀』）を中心に『古事記』（以下、『記』）『続日本紀』（以下、『続紀』）の隼人関係記事について分析を行うことで、当該時期における天皇制の特質——特に政治思想的側面——の解明を目的とする。

序章では、本論の前提となる諸概念の整理を行った。作品としての『記・紀』、漢字で書かれたテキストとしての『記・紀』、古代天皇制と「律令国家」、『日本書紀』出典論をめぐって、近年の研究動向を把握することに努めた。各節では、「書かれたものとしての『記・紀』」「作品としての『記・紀』」という立場から『記・紀』の論理を追わねばならないこと、『記・紀』編纂時の文字や文章の表記の問題を踏まえ『記・紀』を捉え直さねばならないこと、そのイデオロギー的側面を中心に『記・紀』編纂時の天皇制の特質を、いわゆる『書紀』出典論をめぐり史料批判における論点をそれぞれ確認した。以上の検討より、本論ではテキストとしての古代、テキストの中の隼人、といった視点を重視することを表明した。

第一章では近年の研究を整理し隼人概念について検討を行った。『記・紀』の隼人関係記事について、歴史的事実として信用しうるものは天武朝以降の記事からであるとの通説を確認し、さらに九世紀初頭以降、南九州の住民を「隼人」と呼称する例は、史料上ひとつもみられなくなることを確認した。よって南九州の人々が隼人と呼ばれたのはわずか百二十年間ほどのことにすぎないことが指摘できる。その南九州の範囲であるが、熊本県域や宮崎県域、南西諸島の人々が隼人とされた例もまた史料上ひとつも確認されず、鹿児島県本土域の人々のみが隼人であったと考えられる。ただし、鹿児島県本土域においても住民が隼人とはされていなかったであろう地域も想定されている。中国の皇帝制を模倣した天皇制が開始されるにあたり、中国的夷狄観にもとづき隼人は創出される。つまり、天武朝に隼人という身分制度／行政上の制度がスタートし、九世紀初頭にその制度が終了したと理解できる。隼人とは政治的に設定された存在であり、したがって「古代南九州地域の文化」を「隼人の文化」として理解できるかどうかは、きわめて慎重な考察が必要となろう。南九州から近畿地方へ、人々がいつ頃かからいかなる理由により移住した（させられた）のかについては、現時点では定かではない。しかし、天武朝に隼人という制度が開始されるにあたり、南九州に出自を持つ近畿地方在住者も隼人として設定されたものと考えられる。

補論一では隼人の名義について考察を行った。「隼人」の呼称は天武朝に王権から設定されたものだと考えられるが、『唐会要』『新唐書』にみえる関連記事に信頼性が確認されれば、少なくとも七世紀半ばには南九州に「ハヤ」という地名があり、そこから「ハヤ（ヒ）ト」との呼称が生じた可能性もある。しかしその場合にも「隼」の用字に注意すべきであるし、ましてそこから直ちに天武朝より前の時期における隼人の存在が立証されるわけではない。現在において隼人の名義について通説となっているのは、四神思想／鳥隼説であるが、しかしこの説には軽視できない難点が指摘されている。ただし、隼人が華夷思想によって設定された存在である以上、名義の源泉を漢籍や中国思想に求める視点は有効であろう。そこで漢籍を確認すると、「隼」にはネガティブなイメージや夷狄に関わる表象性があることが確認できた。すなわち、天武朝に隼人が設定されるにあたり、漢籍／中国思想に見られる夷狄に関するイメージをもとに「隼」の用字がなされたと思われる。

第二章では天武朝より前の時期の『記・紀』隼人関係記事について検討を行った。またその準備作業として、近年における『書紀』出典論、特に類書利用をめぐる議論について整理を行った。それらのうちいくつかの記事は、中国史書に典拠を持つ造作だと考えられる。また、その他の記

事についても、中国思想による少なくとも潤色が認められ、直接的に史実として認定しうるものではないという結論をえた。その史実性については、かなりの注釈と留保を要するものと思われる。これらの記事は、『記・紀』編纂時における「政治思想」にもとづいて理解しなければならない。むしろ、天武朝より前の時期において王権と南九州の人々が何らかの関係性を有していたということを否定するものではないが、しかしそのことと『記・紀』の述作は次元が異なることを想定しなければならないのである。

第三章では隼人が夷狄であるかどうかという位置付けをめぐって、天武朝から養老年間までを中心に検討を行った。多禰嶋人の事例研究から夷狄政策にも時期的変遷があることが確認され、これは身分的変遷をもともなうことを想定させた。実際の政策上、隼人が蝦夷・南島人と明らかに区別されて扱われるようになり化外の夷狄ではなくなるのは、和銅三年から養老元年の間にかけてであると思われ、さらに『統紀』記事の文章表現の検討から隼人は養老年間頃までは蛮夷／夷狄に関する用語で形容されることを確認した。これに関連し隼人関係記事の文章表現の検討から、『書紀』に描かれた隼人、あるいは『書紀』編纂時において隼人は、少なくともイデオロギー的な認識においては化外・夷狄視される場合があることを確認した。以上の検討より、実際の政策における隼人の位置付けと、史料の文章表現などから伺われる隼人のイデオロギー的位置付けは、必ずしも一致しないことが判明した。また大宝令で隼人の位置付けが化外・夷狄あるいは化内・非夷狄と明確化されていたとしても、少なくともその運用面には齟齬があり、法の規定、実際の政策、イデオロギー的認識がズレており、三者は必ずしも重なり合わないことが判明した。

第四章では「日向神話」と隼人の関係性、「日向神話」および神代紀の出典論について検討を行った。「日向神話」は南九州を舞台にしており、ソ、アタ、カシ、アヒラなど、隼人だとされた古代南九州の人々に関わる地名や人名（神名）が登場し、天皇家の祖先と隼人の祖先が血縁関係にあると説かれている。また海宮訪問譚は天皇家の祖先である弟の山幸彦が隼人の祖先である兄の海幸彦を屈服させるという、隼人の服属の起源を説く話となっている。このように「日向神話」は、隼人だとされた人々の居住域を舞台にしていると考えられる。したがって『記・紀』編纂者が想定していた「日向神話」の舞台とは、現在の鹿児島県本土域だと考えられる。また、コノハナサクヤヒメの火中出産譚、隼人の服属の由来を説く海宮訪問譚は、少なくとも伝書による文飾が認められ南九州在地の伝承を取り入れたものとは思われない。そもそも王権神話の舞台が「日向」とされたこと自体、伝統的な「神話」などではなく『記・紀』編纂時に王権に取り込まれつつあった隼人や南九州を意識してのことだったのであり、「日向神話」は王権による地上統治と隼人／南九州支配の正当性を主張するために創作されたものであると考えられる。さらにはその出典研究から、天地生成にはじまる神代紀の構成自体が「通史もの」「帝紀もの」と呼ばれる六朝時代に流行した歴史書のスタイルを模倣した可能性が浮上した。

第五章では政府と隼人の軍事衝突、隼人の風俗歌舞奏上の始期、隼人の王権守護的性格の始期、対蝦夷政策との対比といった観点から、「日向神話」に描かれた隼人像についての検討を行った。これらについての考察を総合すると、「日向神話」に登場する隼人については八世紀の隼人あるいは南九州情勢を反映している可能性が高いものと考えられる。したがって「日向神話」に描かれた隼人像は、「八世紀の求めた隼人」であり現行「日向神話」が最終的にまとめられたのは八世紀である。私は本論でこれまで、天武朝より前の時期の『記・紀』隼人関係記事が最終的に述作されたのが八世紀であることを論じてきたが、本章で考察してきたことはこれとも合致する。

補論二ではいわゆる神武東征について検討を行った。最近の『書紀』研究の進展の結果、アマテラス表記／神格の成立、『記』の述作時期、巻二神代紀と巻三神武紀の関係について新たな問題提起がなされたことを踏まえ、これらと隼人研究との接合を目指した。八世紀に入ってから南九州情勢の中で対隼人／南九州政策の一環として「日向神話」は創作されたが、しかし「日向」は最果ての地である。天皇の祖先は「中央」へ赴かねばならない。このようにして神武東征は創作された。もともと神武が、例えば近畿地方を中心に活躍する物語が七世紀末までには用意されていた可能性がある。しかし天皇の祖先が「日向」に降臨することになってしまった以上、接ぎ木が必要となった。そこで草稿段階の『書紀』の改変が行われることになった。原β群に隼人や「日向」の要素が付け加えられることになり、それにともない神武の要素が原神代紀から原神武紀へ加筆や修正がなされながら移された。神武紀甲寅年十一月条から同戊午年三月条にかけての諸記事は、その際、新たに創作された。こうして現行β群（現行神代紀および現行神武紀）が成立した。それはおそらく和銅年間から養老年間へかけての時期である。『記』について詳細に論じることが現状では困難であるが、「天照大御神」表記の成立および『記』の述作が文武朝以降である以上、『記』の編纂動向も『書紀』と無関係ではないだろう。「神武東征」は以上のような過程を経て創作されたと考えられる。

終章では本論を総括し、そのうえでいくつかの問題提起を行った。奈良時代に「日向」が神話の舞台として王権祭祀等で重視された形跡はなく、それは在地の伝承等とは結び付かないと考えられる。『書紀』の主要な読者として官人層が想定されているが、それ自体は妥当であるものの、実際には当時の人々の大多数は『記・紀』とは無縁の存在であったと思われる。また冒頭生成論の出典研究の深化により、『書紀』の史書としての形式自体が六朝時代の一部の史書を模倣したものである可能性が出てきた。これらは『書紀』編纂者のいわば「設計思想」にまで踏み込みつつある議論だといえるが、今後は『書紀』の「設計思想」を念頭に置いたうえでの議論が求められることになるだろう。『書紀』の隼人関係記事にしても、『書紀』というテキストの中に描かれた隼人像という視点を持ちつつ解釈していかねばならない。